

平成30年11月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成30年11月26日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	㊟ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也	○ 萩原 健詞
○ 百枝 純治	○ 紙本 政信	
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 査 横山 雄治	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
13 番 田 中 晴 美	18 番 瀬 川 伸 清	

事務局長

皆様、こんにちは。

皆様も稲刈りも終わり、ひと段落つかれたことと思います。さて、今年の農業の状況を農林課に確認いたしました。イノシシの捕獲につきましては、10月末日現在1,222頭で、対前年比547頭の増となっています。被害はワイヤーメッシュの設置（今年は56km設置を計画）などで減少傾向ありますが、捕獲頭数は増加傾向となっています。また、九州農政局が発表した10月15日現在の本年産の米の作況指数は、梅雨明け以降、高温と多照であったことから収量が多く、九州全体で102、長崎県全体が104のやや良と見込まれております。畜産部門では11月8日に平戸中央家畜市場で開催されました第14回県北地域和牛共進会で、松浦地区の代表牛が7年ぶりにグランドチャンピオンに輝きました。4年後に鹿児島県で開催される「全国和牛能力共進会」に向けて大きな弾みになると思われま

す。それから、農業委員会業務に関することとなりますが、農業経営基盤強化促進法と農地法が改正され11月16日から施行されております。まだ国による様式等の開示が一部しかなく、具体的な手続きは今後となりますが、概要を申しあげますと、1つ目は、所有者不明農地について、相続人の一人が農地中間管理機構に貸付できるよう、農業委員会が検索、公示手続きを行うことで、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度が創設されたことです。また2つ目は共有持ち分の過半を有する者の同意があれば、今までは5年までしか契約ができなかったものが20年に延長されたということです。農地法では、農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出の義務がありますが、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないとされたこととなります。なお、具体的な取り扱いにつきましては、そのような案件が上がりました際にお示しいたしますが、このような取り扱いになったということ、農家の皆様からお尋ねになられた際はお話しいただければと思います。

また、9月予定としておりました農地所有者を対象としたアンケートでございますが、今日の総会で、今年度のほぼすべての農地の貸し借りが完了しますので、この結果を反映したもので調査するというところで、12月中の実施となりますのでご了承ください。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、11月の総会に入りたいと思います。

会長

皆様、こんにちは。

皆様方、ご承知の方もいらっしゃると思いますが、訃報のお知らせをしておきたいと思っております。農業委員会の発展に尽力貢献いただきました元農業委員会会長がお亡くなりになりました。今日がお葬式でございます。この方は平成8年から平成22年まで14年間の長きにわたりまして、その間7年ほど会長として、お勤めになり農業委員会の発展に大変尽力された方でございます。心よりお悔やみを申し上げます。

それから、私の方から2点だけお知らせしておきたいと思っております。農林水産大臣表彰を受けたこともありまして、今、毎週のように松浦市農

業委員会の活動内容の視察が来ておりまして、11月だけでも8件の受け入れです。全国から来ていただいております。来ていただくということは、あちらの色々な情報を持ってきていただいて、お話も聞いたりしておりますので、皆様方にもご報告をしたいと思っております。それから、11月6日でございますけれども、JAの三役と県北の農業委員会会長と意見交換をいたしております。農協も農業委員会も農家の所得向上に取り組んでいく組織でございますので、取り組む目標は同じでございます。農業委員会の事業も農協が取り組んでいる仕事も連携していかなければならないことも多ございます。今回初めてでございますけれども、今後は年に一回JAの三役とは定期的に意見交換し連携して業務にあたりたいということを考えております。

さて、本日は、農業委員の欠席届は無く、推進委員は立山委員を除いて全員出席いただいております。梶山委員が、欠席の届けはありませんが、まだお見えになっておりません。

それでは、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。13番の田中委員と18番の瀬川委員をお願いいたします。

では、各種報告から入らせていただきます。

事務局 各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。平成30年11月2日にあっせんの申出があっております。申出人は記載のとおりで、相手方は決まっております。種類は売買、対象地が御厨町前田免で地目は田、面積が2,250㎡です。あっせん委員が決まっておりますので、今回、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議長 それでは、私の方からあっせん委員の指名をさせていただきます。この申出のあった農地に関する松田委員さんと大久保委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 はい。(松田委員、大久保委員)

議長 それでは、松田委員さんと大久保委員さんをお願いいたします。

事務局 続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。

貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が御厨町田代免の田9筆、畑10筆、計19筆、合計面積が19,518㎡。通知年月日が平成30年11月8日、同日受付です。(親子間の)使用貸借契約期間は平成29年1月28日から平成49年1月27日までの20年となっておりますが、親子間の生前贈与に伴う解約になります。

続きまして、農地改良届の受理報告についてご説明いたします。届出人が記載のとおりで農地の表示が志佐町庄野免、地目は田、面積は727㎡、改良事由は水はけが悪く耕作が困難ということで、嵩上げを行い畑として

耕作するという届けがなされております。工法概要は 1.3m の盛土を行う
 ものです。届出年月日は平成 30 年 10 月 25 日、同日受理し、平成 30 年 11
 月 5 日に現地調査を行っております。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

平成30年8月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	発電用施設用地	1,580 m ²	H30.11.13 取下げ

平成30年10月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	一般個人住宅	448 m ²	H30.11.14 許可

< 提案事件の集計表 >

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	2	1,178 m ²	148 m ²	1,326 m ²
	親子間による生前贈与	1	9,073 m ²	10,696 m ²	19,769 m ²
計		3	10,251 m ²	10,844 m ²	21,095 m ²

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	発電用施設用地(風力)	2		3,663 m ²	3,663 m ²

証明関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
相続税の納税猶予に関する適格者証明		1	8,589 m ²		8,589 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	178	206,430 m ²	222,157 m ²	428,587 m ²
賃借権	172	197,227 m ²	216,026 m ²	413,253 m ²
使用貸借	6	9,203 m ²	6,131 m ²	15,334 m ²
計	178	206,430 m ²	222,157 m ²	428,587 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	1	4,288 m ²		4,288 m ²
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	1	1,805 m ²	350 m ²	2,155 m ²
計	2	6,093 m ²	350 m ²	6,443 m ²

承認関係

内容	筆数	面積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	13	5,380 m ²	3,605 m ²	8,985 m ²

議長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

よろしいですね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第86号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

4ページをお開き下さい。事件番号1番から説明致します。申請事由は、譲渡人から譲受人への無償譲渡で、経営規模拡大を行うためのものであります。譲渡する農地は、調川町上免、地目：畑、148 m²であります。譲受人世帯の経営状況は耕作面積が18,203 m²、農従者は1名、譲受人の農業

従事日数は年間 300 日となっております。当該申請地は、国土調査の立会の折、登記名義人が譲渡人名義で残っていることが分かったものであります。従来、譲受人の先代より当該地は譲受人の土地と思っておられ現に麦を中心に耕作されていたところであり、この度、譲渡人の父名義から譲渡人への相続登記も完了されておられます。今回の許可を受けて、正式に譲受人への名義替えを行われるものであります。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして、事件番号 2 番です。申請事由は、譲渡人から譲受人への売買による経営規模拡大を行うためのものであります。売買する農地は、今福町浦免の合計 2 筆 1,178 m²であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が 57,156 m²、農従者は 1 名、譲受人の農業従事日数は年間 250 日となっております。今回の申請は、譲渡人が市外在住者でありご高齢であること、また、譲受人が耕作している農地も近傍にあり利便性的にも問題なく耕作ができること等、双方の話がまとまった土地であります。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして、事件番号 3 番です。申請事由は、親子間の生前贈与を行うものであります。贈与する農地は、御厨町田代免の田 9 筆 9,073 m²、畑 12 筆 10,696 m² 合計 19,769 m²であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が 35,292 m²、農従者は 3 名、譲受人の農業従事日数は年間 330 日となっております。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

農地法第 3 条の規定による許可申請は、以上 3 件であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。地元委員さんの意見をお聞きしたいと思えます。 事件番号 1 からお願いします。

2 番 2 番 吉永です。この件に関しては事務局から説明がありましたとおり、昭和 38 年ごろにそういうふうになっておりまして、それをそのままにしておられ、今回の国土調査ではっきりとわかって、それからの話のようです。話を聞けば、お互い納得済みで、登記も済んだようでございますので、問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。事件番号 2 についてもお願いいたします。

9 番 9 番 崎田です。本人同士も合意した上で今年の春ごろ売買の話があっておりました。本人同士確認済みで問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。次、事件番号 3 について、大久保委員さんお願いします。

4 番 4 番 大久保です。これは、譲受人が既に経営主となられてやっておられますし、生前贈与ということですので、なんら問題はないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。
議案第 86 号 1, 2, 3 について、何かご意見等ございませんでしょうか。
何かございませんか。

(意見なし)

意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 86 号は申請どおり許可するものといたします。
次に、議案第 87 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 87 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事件番号 1 番について申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。現地の位置図を議案の 38 ページに、字図は 39 ページに添付しております。譲受人、譲渡人は記載のとおりで、申請地は、鷹島町三里免、地目は畑、面積は 1, 994 m²です。農地の区分は、申請地が 10 h a 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから、第 2 種農地地区となります。転用の目的は、譲渡人から土地を取得し、風力発電施設の建設用地に転用するものであります。土地利用計画として、配置図を議案の 40 ページ、立面図を 41 ページに添付しております。造成計画は、既存の形状を生かし整地後、土台の風力発電施設を建設し、高さは 20. 6 メートルになり、3 枚の回転羽根の最大到達高さは 28. 5 メートルになります。排水計画は、雨水排水のみで自然流下となっております。資金計画は全額自己資金で残高証明書が添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

事件番号 2 番について申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。現地の位置図を議案の 38 ページに、字図を 42 ページに添付しております。譲受人、譲渡人は記載のとおりで、地目は畑、面積は 1, 699 m²です。農地の区分は、申請地が 10 h a 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから、第 2 種農地地区となります。転用の目的は、譲渡人から土地を取得し、風力発電施設の建設用地に転用するものであります。土地利用計画として、配置図を議案の 43 ページ、立面図を 44 ページに添付しております。造成計画は、既存の形状を生かし整地

後、土台の風力発電施設を建設し、高さは20.6メートルになり、3枚の回転羽根の最大到達高さは28.5メートルになります。排水計画は、雨水排水のみで自然流下となっております。資金計画は全額自己資金で残高証明書が添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんからご意見をお聞きしたいと思ひます。

事件番号1について、山本委員さんからお願ひいたします。

14 番 14 番 山本です。近くに民家はありませんが、牛舎があります。会社の方に確認しましたところ、だいたい200m以内が影響があるということで、それ以外は影響はないそうですので、問題ないと思ひます。

議 長 ありがとうございます。次に、事件番号2について、川下委員さんお願ひいたします。

推進委員 推進委員の川下です。事務局の方から詳しく説明があったとおり、現場は山の頂上でございますけれども、水は問題ないと思ひます。地域的にも家が何件かありますが、影響については会社の方の説明で納得済みの方でございます。こういうものができるのは、うちの地区では初めてなので、地区説明会を開いて、皆様のご意見を聞いておりますので、特に問題はないものと思われまひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。松浦では今まで太陽光については、相当多くの申請が出されてきましたが、風力発電の申請は初めてだったと思ひます。太陽光と違ひまして、風力の場合は若干音がします。低周波から高周波まで幅広い範囲で音がするものですが、今地元委員さんにご意見をお聞きしたところ問題ないだろうというご発言でございます。

次に現地立ち合ひに行かれた委員さんからのご意見も伺ひたいと思ひます。

16 番 16 番の藤川です。ただいま、事務局、地元委員さんからのご説明のとおり19日に現地確認に出向きました。事件番号1,2は、どちらも山の上ということで特に問題はないと思ひました。以上です。

議 長 ありがとうございます。現地に行かれた委員さんからも、別に問題ないというご発言でございます。

ここで、皆様方から質疑を受けたいと思ひます。この件に関しまひて、ご意見等はございませんか。

推進委員 推進委員の早坂です。所有権移転が売買になってひます。これは、いく

らで売買になっていますか。

事務局 ただいまの質問についてお答えいたします。事件番号 1 については 133 万円、事件番号 2 につきましては 103 万円です。

議 長 よろしいですか。

推進委員 推進委員の早川です。今年の春に田畑売買価格を示されていますが、上限に対してどうですか。

事務局 転用の場合、目的によって価格が変わる場合があります。春にお出ししているものは、農地を農地として売買する場合の金額しかご提示していないということです。

議 長 よろしいでしょうか。

推進委員 (早坂) はい。

議 長 他に何かございませんか。

4 番 4 番 大久保です。こちらは全面積雑種地になるんですね。

事務局 太陽光も同じなんですが、雑種地になります。ただし、課税については税務課が行いますので、風力でいくらということは私たちにはわからないのですが、ソーラーパネルの場合は、宅地に 0.8 をかけたくらいの金額です。

4 番 4 番 大久保です。建つ場所は狭くても、全面積が雑種地になるんですね。

事務局 はい、そうなります。図面を見ていただければわかると思うのですが、建つところは、40 ページで見れば上半分だけですが、メンテナンス用の広場がかなり必要になります。羽根をはずして地面に置いたり、塔や、発電設備、さらにクレーンの設置まで、数か月に一回は行うということなので、かなりの面積の転用です。

議 長 よろしいですか。ほかには何かございませんか。

(意見等なし)

意見も無いようですので、この件に関してはよろしいですか。

委 員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は、許可相当と意見を付して進達するものとしたします。

次に、議案第 88 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

事務局 議案第 88 号農地の相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。

農地の相続税の納税猶予制度とは、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援して農業経営の継続や農地の零細化の防止を図るものがあります。納税猶予制度を活用するためには、贈与税の納税猶予と同様に 3 年ごとに継続の手続きが必要であり、今回、その手続きのための適格者証明であります。適格者となる要件としては、相続人が今後引き続き農業経営を行うと認められることとなります。なお、納税猶予を受けた相続税は、相続人が死亡した場合か、適用農地の全部を農業後継者に生前一括贈与した場合に免除されているものであります。

今回、証明願いがあったのは、志佐町浦免から志佐町里免の 6 筆、8,589 m²であります。被相続人が平成 27 年 3 月 5 日死亡により相続開始、被相続人名義の農地面積は 13,319.38 m²でその全部を相続人が相続されております。そのうち 8,589 m²について、今回納税猶予を受けようとするものです。相続人の農業従事日数 300 日、経営面積は 24,185.59 m²となっており今後も農業を継続できる経営内容となっており、また、相続税の納税猶予を受けようとする農地についても、全て現況農地と確認しております。

以上の状況により、相続税の納税猶予を受ける要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 この件に関して、大石委員、いかがでしょうか。

推進委員 推進委員の大石です。今事務局から説明があったとおり、被相続人が亡くなられて、相続されました。農業をやっておられるので、問題ないと思います。

議長 今、地元委員さんから、相続人の方が農業をされていて特に問題はないということです。

この件について、何かご意見はございませんでしょうか。

(意見等なし)

ご意見も無いようでございますので、適格証明書を交付するものとしたします。

続きまして、議案第 89 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 総会資料 8 ページをご覧ください。議案第 89 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成 30 年 11 月 27 日としております。9 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。10 ページから 20 ページに賃貸借権再設定分、20 ページの下段の方に使用貸借再設定分、21 ページに賃貸借新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。よろしくお願ひいたします。

議長 議案の説明が終わりましたので、それぞれの担当の地区の所をお目通しいただきたいと思ひます。これは、皆さん方から掘り起しをしていただいた分ですが、再度お目通しをお願ひいたします。

何かお気づきの点等ございませぬか。

(意見等なし)

よろしいですか。

ご意見もないようでございますので、集積計画どおり決定するものいたします。公告予定を平成 30 年 11 月 27 日とさせていただきます。

次に、議案第 90 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。この分については、農業委員さんに関係する分でございますので、関係する委員の退席をお願ひいたします。

(関係委員 退席)

事務局 26 ページをご覧ください。議案第 90 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。こちらは、農業委員さん関係のものになります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成 30 年 11 月 27 日としております。27 ページに賃貸借再設定分と新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、ご確認をお願いします。以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。計画どおり決定することに、異議はございませぬか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 90 号は計画どおり決定し、公告予定を平成 30 年 11 月 27 日とさせていただきます。

(関係委員 着席)

次に、議案第 91 号 農用地利用配分計画 (案) についてを議題といた

します。

事務局

30 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。

31 ページをご覧ください。公社から A 氏に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。20 ページに萩原健詞氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。ここで、質疑を受けたいと思います。

(意見等なし)

異議はございませんか。

委 員

はい。

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 91 号は計画案どおりで問題ないという意見書を提出するものといたします。

次に、議案第 92 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。

事務局

議案第 92 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてご説明いたします。

事件番号 1 番について、ご説明致します。35 ページをお開き下さい。登記義務者と登記権利者の順に記載しております。登記義務者、登記権利者は、記載のとおりでございます。土地の所在は、松浦市調川町下免の 2 筆計 2,155 m²です。また、松浦市調川町下免、地目：原野 23 m²も併せて取得されております。法務局受付年月日及び受付番号は平成 30 年 10 月 31 日受付の第 3708 号であります。登記原因につきましては、平成 5 年 12 月 5 日の時効取得となっております。この件につきましては、11 月 21 日に地元委員の村田推進委員と現地調査を行いました。登記義務者の父と登記権利者の父は兄弟であり当事者同士は、いどこ関係にあります。先代当時から、当該土地に関しては、登記権利者が取得することで話が決まっていたようですが、登記権利者は農家でなく、農地法第 3 条の取得要件を満たしていなかったこともあり、名義替えが行われなまま現在に至ったようでございます。今回、時効取得により所有権移転登記が完了したものです。この土地は、20 年以上、所有の意思を持って平穏かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては、問題ないものと思われま。

時効取得についての説明は以上であります。よろしくご審議頂きますようお願い致します。

議長 議案の説明が終わりましたので、地元委員さんからのご意見もお聞きしたいと思います。

推進委員 推進委員の村田です。事務局からの説明のとおりで、兩人とも納得済みということで、お互いが了解しておられましたので、なんら問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 地元委員さんからも、問題ないということでございます。
ここで、皆様方から質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見や質問等はありませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようでございますので、それでは、問題ないものとして処理します。

次に、議案第 93 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題とします。

事務局 議案第 93 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明いたします。

B 氏の申出分について説明します。申出のあった土地の所在は福島町浅谷免から福島町端免までの 8 筆です。これらの土地について、先日、地元農業委員と現地確認を行いまして、現況確認地目は全て申出地目と同様の山林と判断しました。現地確認の際に近隣住民の方に話を伺ったところ、この方の土地につきましては、所有者の祖父が生前に耕作をされていたそうですが、亡くなられてからは耕作されていないとのことでした。耕作放棄から 40 年以上経過しておりまして、現在、前のスクリーンのとおり山林化しております。周辺一帯が山林化しており、その中に位置しております。中に入っていくのにも苦労したような状況でございまして、雑木が自生しているような状況でありました。このような状況でありまして、全て非農地化しておりました。福島町の 8 件については以上でございます。

続きまして、C 氏からの申し出によるものです。現地の位置図を議案の 37 ページに添付しております。対象地は、今福町仏坂免、地目：田、1,459 m²であります。11 月 5 日に地元委員の崎田農業委員と現地調査を行いました。申し出の土地は、現況、原野の申し出がありました。くぬぎ、柿、びわが自生しており、荒廃化までには至っていない状況でありまして、畑が妥当だと判断しているところです。現地確認の結果と致しましては、「否」が妥当だと判断しておるところであります。

続きまして D 氏からの申し出によるものです。現地の位置図を議案の 37 ページに添付しております。対象地は、星鹿町青島免、地目：畑、773 m²であります。11 月 2 日に地元委員の松瀬推進委員と現地調査を行いました。申し出の土地は、現況、原野の申し出がありました。平成 15 年頃から休耕し、後継者もおらず荒廃化してきている状況です。ご覧頂いたようにす

でに荒廃化しており農地への復旧性は認めがたい状況でありまして、現地確認の結果と致しましては、「可」が妥当だと判断しておるところであります。

続きまして、E氏からの申し出によるものです。現地の位置図を議案の37ページに添付しております。対象地は、星鹿町青島免、地目：畑、945㎡であります。11月2日に地元委員の松瀬推進委員と現地調査を行いました。申し出の土地は、現況、山林の申し出がありました。平成9年頃から休耕し後継者もおらず荒廃化してきている状況です。今、ご覧頂いたようにすでに荒廃化しており農地への復旧性は認めがたい状況でありまして、現地確認の結果と致しましては、山林化しているということでの「可」が妥当だと判断しておるところであります。

続きまして、F氏からの申し出によるものです。現地の位置図を議案の37ページに添付しております。対象地は、星鹿町青島免、地目：畑、928㎡であります。11月2日に地元委員の松瀬推進委員と現地調査を行いました。申し出の土地は、現況、山林の申し出がありました。平成13年頃から休耕し後継者もおらず荒廃化してきている状況です。今、ご覧頂いたようにすでに荒廃化しており農地への復旧性は認めがたい状況でありまして、現地確認の結果と致しましては、すみませんが「原野」として記載しておりましたが、山林化していることで、「山林」に修正して頂いて、「可」が妥当だと判断しておるところであります。

続きまして、G氏からの申し出によるものです。現地の位置図を議案の37ページに添付しております。対象地は、星鹿町青島免、地目：畑、571㎡であります。11月2日に地元委員の松瀬推進委員と現地調査を行いました。申し出の土地は、現況、原野の申し出がありました。平成20年頃から休耕し、後継者もおらず荒廃化してきている状況です。今、ご覧頂いたようにすでに荒廃化しており農地への復旧性は認めがたい状況でありまして、現地確認の結果と致しましては、「可」が妥当だと判断しておるところであります。

星鹿町青島免の土地は、いずれも、「農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地でありまして、農業的利用を図るための条件整備基盤整備事業の実施等が計画されていない土地でありまして、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合で、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものと判断しているところです。

以上13件について、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

議 長

議案の説明が終わりました。今、駐車場の車の移動のお願いがありまして、何人かの委員さんが席を立たれますので、ここで、暫時休会といたします。

それでは、揃われたようでございますので、再開します。

議案第93号については、議案の説明は終わりましたので、委員さんか

らもお話をお伺いしようと思います。

B氏の件について、田中委員からお願いします。

8番 8番 田中です。8か所見て回ったんですけれども、機械が入れる道がなかったり、人すら入れる道もなかったりというような、何十年も前から農地ではないようなところで、山林というのにふさわしいところだと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。次を崎田委員にお願いします。

9番 9番 崎田です。先ほど、事務局から説明があったとおり、ここにはクヌギが植わっていて、下払いもして、きちんと管理されておりました。そういうことで、荒廃農地ではないと判断してきました。

議長 はい、ありがとうございます。あとは、松瀬委員からお願いします。

推進委員 推進委員の松瀬です。11月2日に現地調査を行いました。事務局の方から詳しい説明がありましたので、私の方で付け加えることはありませんが、ちょうど所有者のD氏がおられましたので、話をきいてみました。父親の代は作っていましたが、自分の代になってからは作っておらず、3~40年何もしていないということでした。ほかの土地につきましても山林原野化しております。こちらは、青島の高台の地区でして、表土が全部流れてしまっており、岩肌が剥き出たようになっています。耕耘するにもできる状態ではありません。そういうことから、非農地通知の交付は妥当ではないかと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。福島は田中委員のほうから、そして、今福の分は崎田委員から、青島については松瀬委員から農地への復旧は難しいというご意見でございました。

C氏の件は、クヌギが植わっているということで、非農地と判断するのは難しいというようなご意見でございます。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この件につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

5番 5番 武部です。荒廃農地の調査の結果で、非農地通知を送致しますね。今まで、相当の筆数が出ているんですが、その関係で、未登記分もまだたくさんあると思います。非農地通知を基にして、登記を進めていかれると思いますが、非農地通知の再発行はできるんですか。

事務局 非農地通知は議決しておりますので、再発行をしております。もし、非農地通知は出ているけれども見つからないという方がいらっしゃった場合は、農業委員会の方に、もしくは支所の方にお話をいただければ、再発行は可能です。

5 番 5 番 武部です。平成 28 年 3 月からでしたか、現在までかなりの筆数があると思います。324 筆で、832,996.47 m²が出ていると思います。今月の方は入れておりません。そういう状況にあって、未登記分もかなりあるんです。ちょっと気になったもんだからお話しさせていただきました。

事務局 平成 23 年からだと 170ha を超えています。非農地通知は、全て、法務局、税務課と農業委員会に名簿が残っております。全件、再発行もできますし、確認もできます。

5 番 5 番 武部です。厚かましいようですが、見て見ぬふりはできませんので、必要な方にはお手伝いしてあげたいなと思っております。

事務局 おっしゃられるとおり、登記についての手続きについてはお知らせしていないんですね。非農地通知の文面には、地目の変更にこれを活用してくださいというふうに記載はしているんですが、意味がわかっていらっしゃる方が多いということもあって、よその農業委員会では、法務局と一体となって説明会を開いているところもありますので、参考にしながら松浦市の方でも案内をしないといけないなと事務局でも考えているところなんです。

議 長 今、質問がありましたとおり、非農地通知を紛失したという方もおられると思いますし、これについては不動産登記法で変更になった場合は一年以内に登記しなさいというふうになっており、科料に処するというところにまでなっております。農業委員会が非農地通知を発行すればなるべく早い時期に、表題の変更をする必要があります。武部委員さんからあったのは、「そういうことのお手伝いをしてもいいよ」ということでした。
ほかに何かございませんか。

推進委員 推進委員の早坂です。C 氏の田ですが、先ほどの説明では、椽が植えてあるけれども、下草が生えていない、クヌギを植えてあれば当然ながら畑に戻すのは困難だと思います。こちらは、下草が払ってあるから非農地通知を交付できないということになるんですか。

事務局 非農地通知を交付できるのは、あくまでも自然荒廃の場合だけなんです。このクヌギは、昭和 60 年代から平成の頭ぐらいまで、転作で椽を植えることが認められた時期がございました。転作で椽を植えたものをずっと維持管理してある、さらに下の方には柿や果樹が植えてある状況があって、この状況では、農地のままが妥当であるだろうという判断です。自然荒廃ではない、きちんと管理されたところです。

議 長 クヌギも手続きによっては、転作になります。市町村によっては、椽を転作作物として導入されているところもあります。今回の申請については、植えて、下草も払ってあって、きちんと管理してあるということでございます。

ますので、非農地には該当しないかなという判断でございます。
ほかに何かございませんか。

(意見等なし)

ないようでございますので、C氏の申出だけ「否」、そのほかは「可」ということで非農地通知を交付するということにしたいと思います。そういうことで、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、C氏以外の申出について、非農地通知を交付するものといたします。

以上を持ちまして、付議事項をすべて終わりました。ここからは、協議事項に入ります。

(事務局より視察研修についての注意事項等の伝達)

議 長 次回開催予定を12月25日としております。

それでは、以上を持ちまして11月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

15 時 5 分